

理工情報生命学術院システム情報工学研究群における修士論文審査実施要項

〔 令和 2 年 7 月 1 4 日 〕
理工情報生命学術院運営委員会

(趣旨)

- 1 この要項は、理工情報生命学術院における学位論文審査細則（令和2年学術院部局細則第17号。以下「学術院細則」という。）の規定に基づき、理工情報生命学術院システム情報工学研究群（以下「本研究群」という。）における修士論文審査等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

この定めにおいて、当該課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究成果（以下「特定課題研究報告書」という。）の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(事前調査)

- 2 学位プログラムリーダーは、学術院細則第2条の要件を満たすものとして修士論文審査の願出をする者（以下「修士申請学生」という。）及び学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）委員候補者の名簿をシステム情報工学研究群長（以下「研究群長」という。）に提出する。

(修士論文審査の願出)

- 3 修士申請学生は、修士論文に以下の書類を添え、研究群長が指定する提出期限までに提出する。
 - (1) 学位論文審査願（別記様式第1号）
 - (2) 論文概要（別記様式第2号）
 - (3) 論文目録（別記様式第3号）
 - (4) 履歴書（別記様式第4号）
 - (5) 論文公正に関する確認書（別記様式第5号）
 - (6) 学位論文提出時チェックリスト（別記様式第6号）
- 4 修士論文の提出期限はシステム情報工学研究群運営委員会（以下「研究群運営委員会」という。）で決定し、年度当初に公示する。

(修士論文の受理と審査委員会の設置)

- 5 研究群長は、研究群運営委員会の議を経て、修士論文受理の可否及び審査委員会の設置を理工情報生命学術院長（以下「学術院長」という。）に発議する。

(審査の公開)

- 6 学位プログラムリーダーは、公開審査の日時、場所及び方法等を決定し、申請者に通知するとともに研究群長に報告する。
- 7 研究群長は、公開審査の日時、場所等を公表する。なお、公開審査の公表から実施までには、原則として1週間以上の周知期間をおくものとする。
- 8 知的所有権確保の必要性から非公開審査が望ましいと研究群長及び学位プログラムリーダーが判断した場合には、学術院長と協議のうえ、審査を非公開とすることができる。

(学位の認定)

- 9 審査委員会の主査は、所定の期日までに学位プログラムリーダーに審査結果を報告する。
- 10 学位プログラムリーダーは、学位プログラムの規定に従い承認した審査結果を別記様式第7号により、研究群長に報告する。
- 11 研究群長は、学位プログラムリーダーの審査結果報告に基づき、研究群運営委員会の議を経て、学術院長へ課程修了の認定を発議する。

附 記

この内規は、令和2年7月14日から施行し、同年4月1日から適用する。